

横 浜 市 会 第 1 回 会 議 録
定例会
【 速 報 版 】

議案関連質疑（令和8年3月11日）

速報版

- ・ この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・ 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

○議長（渋谷健君）これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。横山勇太郎君。

〔横山勇太郎君登壇、拍手〕

○横山勇太郎君 自由民主党の横山勇太郎です。横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に関連して山中市長にお伺いいたします。

質問に先立ちまして一言申し上げます。昨年、令和7年8月3日、暑い中実施された横浜市長選挙において山中市長は2期目の再選をなされました。その直後の議会、9月9日開催の本会議の議案関連質疑において私が登壇をいたしました。私はこれまでの議会人としての慣例から、戦って勝ち抜いた山中竹春市長へ質疑の冒頭に祝辞を贈らせていただきました。読ませていただきます。「このたびの横浜市長選挙における御当選誠にめでとうございます。今回の選挙では前回よりも多い66万票以上を獲得され、次点候補の2倍以上の得票となりました。これは大変な重みを持つ結果であると我が会派としても深く認識しております。また、本市の人口は377万人を超える大都市であることを踏まえますと、横浜市のリーダーとしての責任と覚悟は極めて大きなものであると考えております。今後の市政運営においても、選挙公約である14の政策の実現に向けて、バランスを重視するだけでなく時には大胆な決断を持って力強く前進していただきたいと願っております」と再選を果たして間もない市長に対し会派を代表して称賛と期待を込めた祝辞を贈らせていただきました。横浜市のリーダーとしての責任と覚悟は極めて大きなものであると考えております。いま一度御理解いただきますようお願いをいたします。

さて、本題に入ります。

本議案は、市会議員や市長、副市長など特別職の給料、報酬の額を引き上げる内容です。まず、1、今回の引上げは何年ぶりか、伺います。

2、特別職報酬等審議会が開催された理由を伺います。

3、報酬審議会には誰が諮問を行うのか、伺います。

4、引上げの答申となった理由を伺います。

さて、このたびの議案は市長の附属機関である横浜市特別職職員議員報酬等審議会の答申を受けての対応です。この審議会は条例に基づき設置され、学識経験者、横浜の経済界や労働界、地域の代表の方などが委員として参加し審議されているものです。この答申は大変に重みのあるものであるとしてこれまでも本市の中で位置づけられてきたと認識しています。一方、今回の議案では市長の給料についての特例が含まれており、現任期中は改正前の給料の額のまま据え置くこととされました。

そこで、5、市長の給料を据え置くこととした理由を伺います。

6、据え置くことによる年間影響額を伺います。

7、据置きにした理由にふさわしい金額であると思っているのか、伺います。

8、市長の給料の据置期間を任期中に限った理由を伺います。

9、任期が終わると、条例を改正しなくても市長の給料は自動的に引上げとなるのか、伺います。

10、第三者による調査で身の潔白が証明されたら任期中の市長の給料について条例改正をするつもりか、お伺いいたします。

以上、10問、御答弁をよろしくお伺いいたします。（拍手）

○議長（渋谷健君）山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君）横山議員の御質問にお答えいたします。

市第153号議案について御質問をいただきました。

今回の引上げは何年ぶりかということですが、前回議員報酬及び市長、副市長の給料の引上げを行ったのは平成7年12月でありましたので、約30年ぶりの引上げ改定となります。

審議会が今年開催された理由ですが、昨年10月の人事委員会勧告に基づいて一般職職員の給料表を改定したことを受けまして、横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例の規定に基づいて審議会を開催いたしました。

審議会への諮問についてですが、横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例の規定に基づき私から審議会に対して諮問をさせていただきました。

引上げの答申となった理由ですが、審議会において、一般職職員の給与改定状況、昨今の社会経済情勢、他都市の特別職の状況など様々な観点から委員の皆様において御議論をいただきました。その結果、区局長級職員の給与改定率の累積がプラス3.02%となっていること等を踏まえて、議員報酬及び市長、副市長の給料について引き上げるべき旨の答申を受けました。

給料を据え置く理由についてですが、今回の議案は市長や議員も含めて特別職全体として給与等の引上げを行うものであります。その上で、週刊誌報道等に関して1月16日の会見を通じて私自身の見解を申し上げているところですが、当該幹部職員との認識の差異に関して議会で決議をいただいた第三者による客観的な調査を経て審議に関する調査が行われることが重要であると考えております。そのため、私と当該幹部職員との間にどのようなことがあったのかの調査をしていただく前に審議会からの答申を受けた給与引上げの是非について議論をすることが妥当でないと判断いたしました。以上の理由から据え置くことといたしました。

給料を据え置くことによる年間影響額ですが、約84万円となります。

据置きにした金額に関する考え方についてですが、従前の給与水準は審議会での答申を踏まえて議会で議決されたものと承知しております。今回の議案は市長や議員も含めて特別職全体として給与等の引上げを行うものであり、私と当該幹部職員との間にどのようなことがあったのかの調査をしていただく前に審議会からの答申を受けた給与引上げの是非について議論をすることが妥当でないと判断し据え置くことといたしました。

据置き期間についてですが、私が市民の皆様から負託をいただいた今任期中について対象といたしました。

現任期終了後の給料額についてですが、私自身の現任期の給料については据え置くこととしました。現任期の終了によって特例は終了となります。

任期中に条例改正をする意向についてですが、今回の議案は市長や議員も含めて特別職全体として給与等の引上げを行うものであり、私と幹部職員との間にどのようなことがあったのかの調査をしていただく前に審議会からの答申を受けた給与引上げの是非について議論をすることが妥当でないと判断し据え置くこととしました。繰り返しになりますが、私が市民の皆様から負託をいただきました今任期中について対象といたしました。

以上、横山議員の御質問に御答弁を申し上げます。

○議長（渋谷健君）次に、柏原すぐる君。

〔柏原すぐる君登壇、拍手〕

○柏原すぐる君 日本維新の会・無所属の会の柏原すぐるです。会派を代表しまして、提出議案につきまして全

て山中市長にお伺いをいたします。

本議案は、市長の給料や議員の報酬を引き上げるものであり、公選職、つまりは選挙で選ばれる政治家自身の身分や待遇の在り方が問われる議案であります。そこで、少し時間をいただきますけれども、本市の置かれた状況と我々議会や行政トップに求められる姿勢についてまず確認をしたいと思います。

本市では、平成26年6月に横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例を制定し、その趣旨を具体化するものとして令和4年に財政ビジョンを策定しております。この財政ビジョンでは、今後急激な少子高齢化と人口減少が進む中で社会保障経費の増加と市税収入の減少により収支差が拡大し続けると示されております。長期財政推計では2065年にはマイナス1752億円の収支差が見込まれ、これを歳出効率化、削減するというだけで対応する場合には約15%の歳出削減が必要とされております。さらに、こうした状況は現在の行政サービス水準を将来にわたり維持することが困難になることを意味し、市政の持続性が欠けた危機的な状況と位置づけられております。そのため本市では受益者負担の見直し、あるいは公共施設の床面積の削減、再編、そして効果の乏しい施策の廃止、見直しなど市民生活や行政サービスの在り方そのものに関わる改革が求められております。だからこそこの本議案の審査におきましては、まず問われるべきは市民に見直しや負担を求める市長や議員自身が自らの身分や待遇の問題にどう向き合い、そしてどのような姿勢を示すのかという点ではないでしょうか。

歴史をひもとけばまず政治家が覚悟を示すべきだという考え方は与野党を超えて国政の場で繰り返し論じられてまいりました。手前みそではございますが、とりわけ日本維新の会は率先規範の行動を実践をしてまいりました。国会では、東日本大震災後に行われました議員報酬約13%削減が2年間の時限措置で終了した一方、日本維新の会は国会議員報酬の2割、年間約260万円を自主的に削減し被災地などへの寄附を継続しております。ここ横浜市におきましても我々日本維新の会の議員は手取りから年間約150万円、任期4年間では約600万円を選挙区外の被災地や社会貢献性の高い団体等へ寄附する見込みであります。議会に来るだけでももらえる費用弁償も受け取っておりません。

とはいえ、連立政権をお支えをしている高市早苗総理の覚悟には我々も到底及ばないと言わざるを得ません。令和7年12月17日、高市総理は臨時国会閉会後の記者会見で、身を切る改革として、国会議員から任命される総理大臣を含む閣僚等について、議員歳費を超える給与を受け取らない法改正も成立したと述べております。具体的には、国会議員の歳費である月額129万円を超える給与分について、総理大臣は月額で約115万円、閣僚が月額約49万円を受け取っていないとのこと。加えて、2月24日の衆議院本会議におきましては、高市総理は身を切る改革は重要と述べ、議員定数1割削減を目標とする考え方を示しております。

そこで、このように政治家が自らの身分や待遇の見直しを通じて姿勢を示し、政治への信頼を確保しようとしてきた動きについて市長はどのように受け止めているのか、見解をお伺いをいたします。

また、本議案は、先ほど市長の御説明、答弁でもございましたように審議会の答申を踏まえたものであります。しかし、同審議会は市長の諮問に応じて意見を述べる附属機関でありまして、最終的に条例案を提出するのは市長御自身であります。今回の報酬引上げについて市長は政治的、道義的な説明責任をどのように果たすのか、明確にお答え願います。

政治への信頼が問われる中で政治側が自らの報酬を引き上げる議案を提出することが市民にどう受け止められるのかということは極めて重大であると受け止めております。そして、このことについての説明責任を負うのは市長だけではなく、議案を審議し判断する我々議会も同様であると考えております。

そこで、市長はこのタイミングで報酬引上げ議案を提出することについて市民にどのような説明責任を果たせると考えているのか、併せて政治への信頼確保という観点から今回の提案が妥当であると判断した理由を具体的にお示し願います。

審議会では、改定案として平成23年度以降の累積改定率である3.02%を採る案と、令和7年度の単年度改定率である2.2%を採る案の両方が示され、最終的には3%の案が採用されております。しかし、同じ引上げであっても市民の受け止めも財政への影響も変わります。実際審議会でも据置きとしてきた分まで加算するのは一般的ではない、あるいは透明性の観点から単年度改定率のほうが分かりやすいといった趣旨の意見も出されておりました。

そこで、なぜ単年度改定率ではなく累積改定率を採用することを妥当と判断したのか、その合理性について市民にどう説明するのか、お伺いをいたします。

本来、議員報酬や市長の給与は一般職の給与のように人事院勧告に基づいて自動的に連動すべきものではありません。市民の負託を受けた立場としてその職責に見合う水準であるか、そして何より市民が納得できるのかという観点から判断されるべきではないでしょうか。

そこで、今回の改定を妥当と判断するに当たり財政見通し、他都市比較、職責、市民感情などをどのように考慮し、何を基準に適正と判断をされたのか、市長のお考えを具体的にお示し願います。

あわせて、このような審議会の議論は市民が納得できるだけの検討と公開性を備えていたのか、そして、市民の多様な声は十分に反映されていると考えているのか、お伺いをいたします。

最後に、本議案の附則により市長給料が現任期中に限り改定前の額に据え置くこととされていることについて伺います。

この理由につきましては先ほど市長から御説明があったとおりでございますが、市民の受け止めや市政の信頼に影響すると判断した結果ではないか、そして一つの政治判断ではないかと受け止めております。そもそも政治判断とは、単に事務的、技術的に制度を動かすことではなく、賛否が分かれ、利害が対立し、先送りの誘惑もある課題に対して最終的に責任を引き受ける決断をすることだと考えます。例えば原発のバックエンド、あるいは核のごみの最終処分場のように非常に厳しい議論を避けて通れない課題は最たる例だと思います。本市においても同様に分かりやすい例で言えば、課題が置き去りにされている敬老パスの多数回利用に対する公費負担の上限設定、あるいは利用者負担の見直し、子育て世帯からの声の大きいゼロ歳から2歳の保育料負担軽減、あるいは多子世帯の保育料軽減の考え方の見直し、これらはまさに市長自らの政治判断が問われる政策課題ではないでしょうか。

そこで、最後に3つお伺いいたします。今回御自身の給料を据えた理由を単なる手続ではなく市民へのメッセージとしてどのように意味を込めた政治判断と位置づけていらっしゃるのか、市政運営において今後どのような場面で政治判断が必要になると認識をされているのか、そして、それらの政治判断についてどのように結果責任を果たしていくのか、見解をお伺いをいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 柏原議員の御質問にお答えいたします。

市第153号議案について御質問をいただきました。

政治家の動きに対する受け止めですが、国政でも市政でも政治家がそれぞれの職責を果たしていくことが重要であると考えております。審議会の答申を踏まえて市として提案をさせていただいているものであります。これからも全力で市民の皆様の生活のために全力を尽くしてまいります。

特別職の報酬等の引上げに当たっての説明責任についてですが、特別職の報酬等については従来から国の通知において審議会の意見を聞くことで公正を期する必要があるとされており、条例の規定に基づき審議会を設置しております。そこで、審議会の答申を尊重して対応すべきものと考え議案を提出いたしました。

財政状況が厳しいなどの中で特別職の報酬等を引き上げることについての説明責任ですが、審議会におきまして一般職職員の給与の改定状況、昨今の社会経済情勢、また、他都市の特別職の状況など様々な観点から委員の皆様で御議論をいただいた結果、引き上げるべきとの答申を受けました。これを尊重して速やかに対応すべきと判断いたしました。なお、私自身の給料の特例に関する附則については私自身が判断をいたしました。

引上げに当たり累積改定率を採用した理由ですが、審議会においてどのような改定率を採用すべきかについても議論が行われ、その結果、平成23年4月に改定して以降の区局長級職員の給与改定率の累積である3.02%を基準として引き上げるべきという意見に集約されました。審議会からの答申内容を尊重いたしまして累積改定率を採用することとしたものであります。

報酬等の引上げを適正と判断した理由ですが、審議会において一般職職員の給与改定状況、昨今の社会経済情勢、また、他都市の特別職の状況など様々な観点から委員の皆様で御議論をいただいた結果、引き上げるべきとの答申を受けました。そのため審議会からの答申内容を尊重して速やかに対応すべきと判断いたしました。

審議会の議論が市民に納得いただける検討と公開性を備えていたのかについてですが、審議会では様々な観点から委員の皆様で御議論をいただいたものと認識しております。また、審議会は公開で実施いたしました。

審議会の委員選定についてですが、審議会の委員は「学識経験のある者、横浜市の区域内の公共的団体等を代表する者その他住民のうちから市長が任命する。」と定められております。委員の選任に当たりましては、様々な分野の方からの御意見をいただけるよう努めております。

市民へのメッセージについてですが、今回の議案は市長や議員も含めて特別職全体として給与等の引上げを行うものであり、私と当該幹部職員との間にどのようなことがあったのかの調査をしていただく前に審議会からの答申を受けた給与引上げの是非について議論をすることが妥当でない判断をいたしまして据え置くことといたしました。市民の皆様に市の取組がよりよくなったと実感をしていただけるようスピード感を持って施策を進めてまいりましたが、今後は自らの言動に一層気をつけながら市政運営に全力で取り組んでまいります。

政治判断についての認識ですが、市民の皆様の安心安全と横浜の持続的な成長発展のためにあらゆる政策に力を尽くして職責を果たしてまいります。

政治判断の結果責任の果たし方ですが、判断の根拠を検証して未来に向けてよりよい仕組みを構築することが政治判断の結果責任の果たし方の基本だと考えております。新たな中期計画の策定と実現に向けて全力を尽くしてまいります。

以上、柏原議員の御質問に御答弁を申し上げます。

○議長（渋谷健君）次に、こがゆ康弘君。

〔こがゆ康弘君登壇、拍手〕

○こがゆ康弘君 国民民主党横浜市議員団のこがゆ康弘です。国民民主党横浜市議員団を代表して市第153

号議案横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について市長に質問してまいります。

今回提出されている追加議案は、横浜市会議員の報酬などに加えて市長、副市長の給料及び教育長など常勤、非常勤特別職職員の給料、報酬額の改定を行おうとするものです。そこでまず、改定内容全体について伺います。

私も議員初当選から今年で20年なりますけれども、これまでその報酬が上がったという記憶はありません。先ほどの質疑でもあったように、この特別職の給料及び報酬の引上げは実に30年ぶりということで、その間に民間給与や一般職職員の給料は上下をしたものの特別職の給料や報酬は下がりこそすれ上がってはきませんでした。

そこでまず、議員や市長、副市長などの特別職の給料、報酬改定のこれまでの経緯について伺います。

今回の改定の根拠となるのが2月16日に市長に提出された横浜市特別職職員議員報酬等審議会の答申です。その内容は、議員と市長、副市長の報酬、給料の額を3.02%引き上げるというもので、教育長などの常勤特別職や選挙管理委員会委員などの非常勤特別職の給料、報酬は含まれていません。また、答申内容に正確に従って改正するかどうかは市側の裁量に任されています。

そこで、2月16日の答申を受けて以降、市としてどのような議論を経て今回の条例改正案の提出に至ったのか、伺います。

一方、一般職職員の給与改定については、昨年10月の人事委員会勧告を受けて11月に給与改定議案が可決されました。その結果、令和7年度の一般職職員の給与は平均3.33%上昇することになりました。それに対して今回の特別職の報酬、給料の引上げ額は、平成23年度以降の区局長級職員の給与改定率の累計である3.02%を基準とするとのことであり、これは一般職と違いがあります。審議会で議論した上での答申内容ということは理解をしますが、この改定率の差について市としてどのように認識をしているのか確認しておきたいと思えます。

そこで、今回の給与、報酬の改定率に対する所感について伺います。

平成23年度以降の累積ということですが、本来は一般職職員と同様に民間給与の変動に応じて、先ほどもありましたように単年度ごとに改定率を決定すべきとの意見もあります。今回のように特別職に関しては累積した場合にのみ改定するということがスタンダードになっては、では、累積何%であれば引き上げるのか、あるいは引き下げるのかという議論をその都度する必要が生じます。また、累積ではなくて、例えば何%未満の変動は切り捨てるということにすれば、前年度分までの変動は考慮せず、その年度分、当該年度分のみ改定率とするという方法も選択ができます。様々な方法がある中ではありますが、やはり市民にとって分かりやすい、そして納得性のあるものが求められていると考えます。

次に、附則部分の市長の給料の額に対する特例について伺います。

今回の改正は特別職の給与水準について条例としての改正を行うものです。給料というのは制度としての位置づけが明確であることが重要であり、市長以外の多くの方の給与改定が議論される以上、あくまで個人事情とは切り離された給与改定条例であるべきです。先ほどの質疑で市長が今期中の給料額を据え置くと判断した理由として、今後第三者調査が行われることを踏まえると、その結果が出る前に引き上げることの是非を議論することが妥当ではないと判断したとのことですが、この附則部分の内容というのは審議会の答申を受けたものではなくて、それでは市長個人の判断による給料の取扱いなのか、伺います。

実は先ほど市長個人の判断だというような答弁もありましたけれども、この条例で定められる給与水準は制度としての基準であって、実際に個人がその金額を受け取るかどうかという判断とは制度上別の問題と考えます。そこで、答申を踏まえた条例改正部分と週刊誌報道等の問題を受けた附則部分は別問題であって、両者は明確に切り離して扱われるべきと考えますが、見解を伺います。

過去に首長が不祥事の責任を取る形で給与の減額を行った場合を調べると、いずれも給与減額条例を期限つきの特例条例として単独で提出をするという形を取っています。今回はたまたまこのタイミングで特別職の給与改正条例が提出されたので、そこに附則として市長の個人的な事情の特例を便乗させているとも取ることができます。しかし、このやり方はおかしいです、やり方が違う。特に今回の議案には我々横浜市議会議員自身の報酬改定も含まれていることから、その是非に関する個々の議員の判断というのは市民への説明責任という観点から大変重要なものになります。その賛否の中に別の賛否を問う内容が包含されているということは、仮にこれを議決ということになれば全体に賛成したことになり、市長個人の附則部分に議会も賛成したではないかと捉えられてしまいます。ぜひ混同されることのないような明確な説明をお願いします。

また、今回の答申を踏まえた市長給料の引上げ額は月額4万8000円で年間にすれば約84万円です。任期期間で考えますと総額約300万円程度になります。市長は会見で今回の疑惑のうちの一部については認めています、それ以外は否定をされています。一部を認めたことに対する今回の判断なのでしょうか。また、第三者調査が行われることで市民の皆様方に御心配をおかけしているということであれば、調査に係る公費負担分を減額をするなどの方法もあるはずですが、その点、今回の額や期間について妥当なものとして認識しているのでしょうか。

そこで、引上げ分のみを受け取らないとした判断の根拠について伺います。

一方で、今回この問題に対する第三者調査が行われます。事実関係の確認や検証が丁寧に進められることになります。市長が引上げ分を受け取らないからといって、現在指摘されている問題の検証や説明責任がいささかも左右されるものではありません。そして数か月後にはその結果が出ることになります。市長は、先ほど結果が出る前に議論することは妥当ではないと判断したとのことですが、それでは結果が出た後にも今回の判断を据え置くお考えなのか、それとも今回の判断をさらに変えるということになるのでしょうか。

そこで、第三者調査の結果によって市長自身の給料をさらに変更したり、また別の判断をする考えがあるのか、伺います。

市長が増額分を辞退することがこの問題の幕引きではありません。仮に今回、市長個人の給与の取扱いに関する議決が行われたとしても、最終的には第三者調査の結果によって市長自身のみならず我々議会やそして市民がその結果に対する対応方法を決定をするということになります。今回の給与改定条例はあくまで制度としての改正であり、市長個人の問題と混同してはならないことを改めて主張するとともに、今後の調査結果次第で議会としても公平公正な判断をしていくことの決意を申し述べ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（渋谷健君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） こがゆ議員の御質問にお答えいたします。

市第153号議案について御質問をいただきました。

特別職の給料、報酬の改定の経緯ですが、議員報酬及び市長、副市長の給料については、平成7年12月に引

上げが行われ、その後、平成23年4月に引下げが行われました。

答申をいただいてからの経緯についてですが、審議会の答申を踏まえ総務局において条例改正案の検討を行いました。あわせて、他の常勤特別職や非常勤特別職については、これまでも議員及び市長、副市長の報酬等に準じて改定を行ってきたことから、総務局にて同様の検討を行い、これらも含めて議案として提出をいたしました。

今回の給料、報酬の改定率に対する所感ですが、一般職の給与改定は人事委員会勧告に基づき毎年増減を行っていますが、特別職は平成23年4月の改定以降据え置かれています。今回、審議会において、一般職職員の給与改定状況や昨今の社会経済情勢、また、他都市の特別職の状況などを踏まえて、職責が特別職に一番近い一般職である区局長級職員の平成23年度以降の累積改定率3.02%を基準に引き上げるべきとの結論に至ったと聞いております。そのためこの内容を尊重して対応することが適切であると考えています。

給与据置き判断についてですが、私自身の判断です。

条例改正の附則部分は切り離すべきとのことですが、特別職の報酬等については審議会の答申内容を尊重して条例改正を行うものでありますが、私自身の現任期の給与については据え置くこととしました。そのため、本則にて答申どおりに報酬額の改正を行うその一方で、附則にて特例の規定を設けることといたしました。

給料を据え置く判断についてですが、今回の議案は審議会からの答申を踏まえて引上げを行うことの是非を御審議いただくものであります。従前の給与水準は審議会での答申を踏まえて議会で議決されたものと承知しております。また、今回の議案は市長や議員も含めた特別職全体として給与等の引上げを行うものであり、一方で私と当該幹部職員との間にどのようなことがあったのかの調査をしていただく前に審議会からの答申を受けた給与引上げの是非について議論することが妥当でないと判断いたしまして据え置くことといたしました。

今後給与額を変える判断についてですが、今回私が市民の皆様から負託をいただいた今任期中について据置きの対象といたしました。

以上、こがは議員の御質問に御答弁を申し上げます。

○議長（渋谷健君）次に、古谷靖彦君。

〔古谷靖彦君登壇、拍手〕

○古谷靖彦君 日本共産党を代表して、市長に、市第153号議案について、日本共産党を代表して質問させていただきます。

まず、議員の歳費について今回入っておりますが、全国トップクラスの議員歳費を今の経済状況の中で私たちは上げる必要がないと思います。今政治家に求められているのは、市民の痛みに寄り添う政治姿勢であると思います。今回の議案については別々に審議することが妥当だったと考えます。

次に、市長の給与の額に関する特例の附則について伺います。

先ほどのやり取りを聞いていると、第三者による調査の結果が出る前に判断できないから受け取れないということなのですが、では、今行われている市長提案の予算審議、この第三者による調査の結果が出る前に判断できないのではないのでしょうか、市長、伺います。

次に、この市長の給与の額に関する特例の附則について、週刊誌報道でお騒がせしたという附則をつけられています。現任中に限り増額しないで据え置く、このきっかけになった週刊誌報道について伺います。2月20日の本会議で質疑のあった5点について引き続き伺います。先日の市長答弁では、週刊誌報道をされ、パワハラ事例として出されている5点のうちジャブ発言については認識しておりますと答弁されました。議員の容

姿をやゆした発言と指で銃を撃つポーズについて人事部長に向けた2点については認識していない、そして人事部長を出禁にしたことと、TICADを誘致できなければ切腹だからなという発言については認識の相違があるということであります。

そこで伺いますが、認識していないとされた指で銃を撃つポーズを人事部長に向けた等については、市長は発言していない、認識していないというお答えになりましたが、そのとおりでいいのか、まず確認で伺います。

その上で、1月16日の市長の記者会見、私はもう一回、1時間半の記者会見を見返しました。本当に厳しい記者会見だったと思っています。ポンコツ、くずといったものが人事評価として言ったと市長が会見で述べられている様子が映像に残っております。今後言動については気をつけてまいりますとわざわざ話されております。一方で、2月20日の本会議答弁では市長は否定をしました。市長はそういった発言を言ったのか言っていないのかどちらなのか、伺います。

次に、おぼさんとの発言、人事評価として双方話したと記者会見でも話しております。おぼさんという表現は人事評価に必要なのかどうか、市長の見解を伺います。

大久保元副市長に対してダチョウだと言ったこと、会見の中でお答えになっています。そのとおり市長は発言したのかどうか、確認のため伺います。

認識の相違があるといった市長室への出禁の問題、記者会見の中ではそんなことはありませんとお答えになっておりました。一方で市長は、その中でも3日間は出入りができなかったことがあるというふうにも言っております。1月15日の人事部長の記者会見以降、市長は人事部長と市長室であったことはあるのかないのか、伺います。また、その記録があるのかないのかも伺います。

今回の週刊誌報道について、市長は週刊文春に抗議をしたのかどうか、伺います。

昨年神奈川新聞が報じた横浜国際プールの再整備計画案などの記事に対して、公平性を担保した記事掲載を求めると抗議文まで出して抗議をしたという報道機関への圧力をかけるようなことがされ、私も質問で取り上げ厳しく抗議をしました。その際のやり取りで市長は抗議文の存在を知らないと述べ、自らの関与を否定しました。今考えれば、このときもジャブ発言に基づいて、市長は怒っていると市長自身が発言せずに周りに言わせた事例ではなかったのかと考えてしまいます。そうだったのかどうか、伺います。

2月20日の荻原議員の質問に対して、私として会見の場を借りて、私の認識を御説明したとおりと市長は答弁されました。1月16日の記者会見、市としてはどういう位置づけなのでしょう。正式なものであるとするならば、記者会見の記録を市のホームページ上に載せるべきではないか、見解を伺います。

市長は2月20日の答弁の中で御自身の発言について、パワハラかどうか判断がつかないので第三者による調査も最善だとされています。そうすると市長はパワハラをはじめとするハラスメントへの正しい認識をお持ちではない、ゆえに正しい判断ができないということなのかどうか、伺います。

もしパワハラへの正しい認識がない市長が正しい市政運営の判断ができるのでしょうか。例えば横浜市懲戒処分標準例の中でパワーハラスメントの条項があります。「職員が、他者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと」と規定されています。全ての職員はそれに基づいて最終権限者である市長から懲戒処分を受けることとなります。そもそも市長は職員に対して正しい処分を今下すことができるのでしょうか、伺います。

第三者委員会について伺います。第三者委員会について法的根拠のないものだというので、調査権限について実効性をどう担保するのかは私は大変心配をしております。そこで市長に伺いますが、市長は誠実に対応するとこの間答弁されております。調査に関わる市長の私用のスマホの記録、公用車の運行記録、公的な市長のメール記録、サーバーのログ、私的なメール記録、ログについて、第三者から求められれば市長はその求めに応じる考えがあるのかなのか、見解を伺います。

出された調査結果について、非常に玉虫色の結論になることも予想されます。その際に強制調査権を持つ百条委員会を設置し、宣誓の下で真実を明らかにするべきだと思います。市長も玉虫色の結論では問題を引きずるだけだと思います。しっかりと真実を明らかにするためには百条委員会で何でも問題を明らかにするために徹底的に調査をするべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

最近、民間企業のトップや他の自治体の首長がハラスメント事案によってその職を辞するケースが相次いでいます。これは単なる個人の問題ではなく、ハラスメントを許容する組織には未来はない、こういう社会全体の強い意思の表れだと私は考えます。翻って本市を見れば、市長御自身のパワハラ疑惑が向けられている。市長はこれほどまでに社会の規範が厳格化されている現状をどう認識されているのでしょうか、また、トップの言動が組織全体の士気や市民サービスに与える影響についてどんな責任を感じておられるのか見解を伺って、以上14問質問させていただきましたので、お答えいただきたいと思います。（拍手）

○議長（**洪谷健君**） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（**山中竹春君**） 初めに、先日の予算代表質疑に際しまして古谷議員に申し上げましたが、当該幹部職員は守られるべきであり、この件を問われ、これからのやり取りにおいて心情的に追い詰められるような状況は避けなければなりません。今後は議会において決議をいただいた第三者による調査において私と当該幹部職員との間にどのような経緯があったのか客観的な視点から検証していただくことが最善であると考えております。それでは、古谷議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、予算の審議は適当なのかという御質問がございましたが、市長といたしまして、市民生活の安心安全及び横浜経済の成長発展に向けてしっかりと職責を果たしていくことが最重要であると考えております。

次に、市第153号議案について御質問をいただきましたが、御質問の1つ目から4つ目の私の発言に関する認識を問われましたが、第三者による調査対象事項に含まれるものでありますので調査対象の私が答弁申し上げることは適切ではないと考えるため、回答は差し控えさせていただきます。

当該幹部職員との打合せについてですが、1月15日以降打合せは行っておりません。記録がございません。週刊誌報道への抗議についてですが、行っておりません。

過去の報道機関に対する事実確認についてですが、御指摘のような事実はございません。

1月16日の記者会見についてですが、1月15日の当該幹部職員の会見を受けまして、私の見解をお伝えしたものであります。

言動の認識についてお尋ねいただきましたが、御質問は第三者による調査対象事項に含まれるものでありますので、調査対象の私が答弁申し上げることは適切ではないため、回答は差し控えます。

職員に対する処分の在り方についてであります。処分は組織機構の中で判断を最終決定、また承認するものであります。

第三者による調査についてですが、これから第三者による調査が始まる場所であり場所ですので調査対象の私が答弁申し上げることは適切ではないため、回答は差し控えます。

真実を明らかにするべきとのことですが、第三者の調査が始まる場所であり場所ですので調査対象の私が答弁申し上げることは適切ではないため、回答は差し控えます。

組織全体の士気や市民サービスへの影響についてですが、社会の規範が厳格化している現状がありますので、そのような中、今回の週刊誌報道で市民の皆様へ御不安を生じさせてしまったこと、また、職員の皆様には業務への支障を生じさせてしまったことを大変申し訳なく思っております。市民の皆様へ市の取組がよりよくなったと実感をしていただけるようスピード感を持って施策を進めてまいりましたが、今後はしっかり自らの言動に一層気をつけながら市政運営に全力で邁進してまいります。また、既に答弁申し上げておりますが、私自身を見直す観点から専門家による研修を複数回受講いたしました。引き続き別の研修等を受講しまして積極的に自身を見詰め直す機会を設けてまいります。

以上、古谷議員の御質問に答弁を申し上げました。

○議長（洪谷健君）古谷君。

〔古谷靖彦君登壇、拍手〕

○古谷靖彦君 答弁拒否のような答弁だったと思います。これが議会への説明責任を果たしたというふうに思っているのでしょうか、まず伺います。

調査対象である市長が、では予算の提案をする、質疑をする、答弁をする、そういう職責を今果たせるのでしょうか、伺います。

16日の記者会見、大変たくさんお話になっておりました。そのことを議会では一切発言しなくなったというのは、記者会見のほうが重要なのでしょうか、それとも議会では答弁がそれはできませんということなのでしょうか、伺います。

そして、記者会見の記録をホームページ上で、では載せるべきではないのでしょうか。このことについてはお答えになっておりませんので再度伺います。

第三者委員会について、そのことは私の権限ではありませんと言いましたが、私が聞いたのはそういうことではありません。第三者委員会の調査に関わる所で求めがされれば、市長の様々な、今回のやり取りの中には私的なメール記録も入っております。そのことについて、今の第三者委員会は法的根拠に基づかないものですから調査権限の実効性は今担保されておられません。ですから聞いたのです。市長、だから調査権限をしっかり担保させることが必要だとまず思いますかどうか、伺います。

第三者委員会について、市長はその求めに応じて私的なメール記録などを出す意思があるかどうかを伺っております。お答えください。

ハラスメントの問題で、このことで市長、私も予算代表質疑の場をわざわざそれだけで質問させていただきましたし、今回もこのような質問をしなければならぬこと自体が大変残念です。ですから、きちんと答えていただきたい。これ以上答弁拒否をするということは議会に対しては説明する意思がないということなのでしょうか、伺います。

以上。（拍手）（私語する者あり）

○議長（洪谷健君）山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 古谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、説明責任についてお尋ねいただきました。これから議会で議決をいただいた第三者調査が始まりますので、その調査の中でしっかりと説明責任を果たしてまいります。

次に、予算審議の職責の点について御質問をいただきましたが、先ほど申し上げたとおり市長として市民生活の安心安全と横浜の持続的な成長発展を達成しなければならない、そのことに向けてしっかりと職責を果たしていくことが重要であり、そのための予算であります。

そして、記者会見で話した内容を話さないのかという点につきましては、冒頭の説明責任の回答とも重なりますが、これから第三者調査委員会が開始されますので、その中で私と当該幹部職員との間にどのような経緯があったのかしっかりと真偽を明らかにしていきたいと考えております。

そして、記者会見の様子に関して御質問をいただきました。この記者会見に関しましては、先ほど申し上げたとおり前日の当該幹部職員の会見を受けて私個人の見解をお伝えしたものであります。市政記者会等から開催を求められ行ったものであります。なお、記録は残しておりません。

次に、私的なメール記録を出す意思についてお尋ねいただきましたが、従前から申し上げているとおり1月28日の決議を重く受け止めて、今後独立性並びに中立性という観点から第三者による調査が妨げられることのないようにということを第一としつつ引き続き誠実に対応してまいります。

最後に、答弁の意思について御質問をいただきましたが、これから第三者調査が始まるところであります。調査対象の私が答弁申し上げることについて適切ではないと考えますので、回答は差し控えさせていただきます。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（渋谷健君） 次に、荻原隆宏君。

〔荻原隆宏登壇、拍手〕

○荻原隆宏君 横浜の風、荻原隆宏です。

まず冒頭に、これまでの市長の御答弁をお聞きいたしておりましたが、第三者による答えが出るまで一切お答えになれないということであれば、市政の意思決定機関であるこの議会での審議が成り立たないということはず冒頭に申し上げたいと思います。

2点確認をさせていただきたいと思います。追加議案につきましてです。

物価上昇に賃金上昇が追いついていない現在の状況では、月額90万円を超える横浜市会議員の報酬は上げるべきときではないと思っております。本日追加上程されました議案は、議員を含む特別職の報酬を上げるとの内容でございます。この議案の基となりました報酬審議会の答申内容そのものについては客観的なデータを踏まえた一つの答えだと思っておりますけれども、しかしながら、この答申内容を踏まえて世の中の動向を加味して報酬額を上げるべきときなのかどうか、議員は自律的に判断する立場にあると思います。議案は市長やその他の特別職とともに一つに束ねられておまして、議会は議員の報酬だけについて議決できるようにはなっておりません。そもそもなぜ議案が一つに束ねられてしまうのか、その理由を副市長に伺います。

また、議員報酬の部分については賛成できないけれども、他の特別職の部分については賛成できるという場合など、その区別の意思を一つの議案に束ねられると示すことができません。あり得るのは修正案の提出となりますが、議員報酬の部分だけを別個に議論するためには修正案を提出する以外に議案を切り分けていただくなどの方法は可能なのか、これも副市長に伺いまして、質問を終わります。（拍手）

○議長（渋谷健君）伊地知副市長。

〔副市長 伊地知英弘君登壇〕

○副市長（伊地知英弘君）荻原議員の御質問にお答えいたします。

市第153号議案について御質問をいただきました。

4つの条例が一つの改正案にまとめられている理由ですが、今回審議会から議員報酬及び市長、副市長の給料を引き上げる答申をいただきましたので、答申の内容を踏まえて必要な対応を行うため、これまでと同様、関係する条例の改正について一つの議案として提出いたしました。

議員に関する条例部分を切り分けることについてですが、議員報酬及び市長、副市長の給与の額については、横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例に基づきまして両者を合わせて諮問し、答申をいただくことになっています。そのため、答申を踏まえた条例改正を行うに当たっては一つの議案とすることが適切であると考えております。

以上、荻原議員の御質問に御答弁申し上げます。

○議長（渋谷健君）以上で質疑は終了いたしました。

速報版